

事業主のみなさまへ

機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者・短時間雇用管理者を選任しましょう

沖縄労働局雇用均等室

沖縄労働局雇用均等室では、事業主が男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、パートタイム労働法次世代育成支援対策推進法など、法に沿った雇用管理を行うとともに、男女労働者がその能力を十分に発揮できる職場環境をつくるため「機会均等推進責任者」「短時間雇用管理者」「職業家庭両立推進者」を選任していただくようお願いをしています。

貴事業所でも是非、ご選任いただき、男性も女性も生き生きと能力を発揮できる職場環境づくりを積極的に進めてください。 労働局雇用均等室では、ご選任いただいた方に、各種セミナーの開催案内をはじめ必要な情報や資料の提供を行っています。

☆機会均等推進責任者の職務

- 1 男女雇用機会均等法に関すること
 - ・ 男女労働者に対する差別の禁止・職場におけるセクシュアルハラスメントの対策
 - ・ 母性健康管理に関すること
- 2 事業主のポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）について検討し、必要に応じて事業主等に対する提言を行うとともに、その具体的取り組みを促すこと
- 3 上記について、沖縄労働局雇用均等室との連絡を行うこと

☆職業家庭両立推進者の職務

育児・介護休業法に基づき、次のような労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための取組を企画、実施する業務を担当する

- 1 育児・介護休業等に関する就業規則の作成、周知に関すること
- 2 勤務時間短縮等の措置の企画立案、周知等に関すること
- 3 子の看護のための休暇制度の導入や労働者の配置に関する配慮等に関すること
- 4 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や実施に関すること

☆短時間雇用管理者の職務

パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の雇用管理の改善について次のような措置を検討し、実施する。

- 1 雇入れ時の労働条件の明示や就業規則の整備に関すること
- 2 労働時間・年次有給休暇・教育訓練・退職時の証明等労働条件に関すること
- 3 賃金・賞与等通常の労働者との均衡等の考慮に関すること
- 4 妊産婦の母性健康管理の措置や育児・介護休業制度に関すること
- 5 労働保険（雇用保険・労災保険）の適用等に関すること
- 6 短時間労働者からの相談等への対応に関すること

機会均等推進責任者

職業家庭両立推進者

短時間雇用管理者

選任・変更届

平成 年 月 日

沖縄労働局長 殿

1 事業所名

2 所在地

3 代表者職氏名

4 主な事業内容

労働者数	女 性				男 性				合 計 (人)
	正社員	短時間労働者	その他	計	正社員	短時間労働者	その他	計	
企業全体の労働者数	人 (支店等がある場合)				企業全体の事業場数	管内	管外	所	所

この度、当事業所では、下記の者を選任・変更いたしますので、報告します。

機会均等推進責任者 (選任・変更) (どちらかに○) ※事業所ごとに選任

所属部課 役職名	(TEL FAX)
氏名	(男・女)

職業家庭両立推進者 (選任・変更) (どちらかに○) ※1企業あたり1名選任

所属部課 役職名	(TEL FAX)
氏名	(男・女)

短時間雇用管理者 (選任・変更) (どちらかに○)

※パートタイマーを雇用
している事業所ごとに選任

所属部課 役職名	(TEL FAX)
氏名	(男・女)

※ 送付先：沖縄労働局雇用均等室 FAX：098-869-7914 TEL：098-868-4380